大船渡中学校統合改修（建築・機械設備）工事

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　岩手県大船渡市大船渡町字永沢94番1

2．建物概要

改修建物概要

NO	建　物　名	構造	階数	延べ面積（㎡）	建設年
1	校舎棟（当初）	鉄筋コンクリート造	地上３階	5424	1982年
2	校舎棟（増築）	鉄筋コンクリート造	地上３階	766	1984年
3	屋内運動場	鉄骨造	地上１階	1516	1982年
4	渡り廊下	鉄骨造	地上２階	43	1984年
5	共同調理場（当初）	鉄筋コンクリート造	地上１階	200	1982年
6	共同調理場（増築）	鉄骨造	地上１階	11	2007年

3．工事種目（●印のついたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別 屋内	屋外			
● 空気調和設備	○	○			
● 換気設備	○	○			
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
● 衛生器具設備	○	○			
● 給水設備	○	○			
● 排水設備	○	○			
● 給湯設備	○	○			
○ 消火設備					
● ガス設備	○	○			
○ 厨房機器設備					
○ 雨水利用設備					
○ 浄化槽設備					
● 建築工事	別図仕様書による				
● 電気設備工事	別図仕様書による				

4．設備概要　（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式	●ダクト方式（○中央　●各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式　●パッケージ方式
主要熱源機器	○鋼製ボイラー　○鋼製簡易ボイラー　○小型貫流ボイラー ○簡易貫流ボイラー　○鋳鉄製ボイラー　○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機　○温水発生機（○真空式　○無圧式） ○チリングユニット　●空気熱源ヒートポンプユニット ○吸収冷温水機　○吸収冷温水機ユニット　●パッケージ形空気調和機 ●マルチパッケージ形空気調和機
換気設備	●１種換気　○２種換気　●３種換気
排煙設備	○建築基準法　○消防法
自動制御設備	○電気式　○電子式　○デジタル式
給水方式	○水道直結方式　○水道直結増圧方式 ○高置タンク方式　●受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（●分流式　○合流式） ポンプ排水　○有（○汚水　雑排水　○湧水）　●無 放流先　汚　水（●直放流下水管　○浄化槽） 雑排水（●直放流下水管　○浄化槽）
給湯設備	●局所式　○中央式
消火設備	●屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○粉末消火設備　○不活性ガス消火設備　（○　　） ○連結送水管設備　○連結散水設備　○フード等用簡易自動消火装置
ガス設備	○都市ガス（種別　　、高位発熱量　　ＭＪ/m3(Ｎ)、低位発熱量　　ＭＪ/m3(Ｎ) 供給圧力　　Ｐａ、一般ガス導管事業者名：　　）●液化石油ガス

Ⅱ 工事仕様

（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。
○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）（以下「標準仕様書」という。）
○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和７年版）　（以下「標準図」という。）

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様は（　/　）図，建築工事の特記仕様は（　/　）図による。

2．特記仕様
●印の付いたものを適用する。
なお、特記事項の選択する事項のうち、●印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重の算定は次の条件による。 ○風圧力 風速（Ｖｏ＝　　m/s）、地表面粗度区分（　　） ●積雪荷重 平成12年 建設省告示第1455号における区域　別表（ 18 ）
	●工事期間中停止させない機器	● 無し　○ 有り（　　）
	○再使用品の特別な清掃等	○
	○再使用品の状態及び性能・機能確認	○
	●機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
一般共通事項	●機材の承認図	機械設備工事機材承認図様式集（令和７年版）によるほか、監督職員の指示による。
	●環境への配慮	（1）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月閣議決定）」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 （2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④までを満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	●仮設工事	○ 監督職員事務所 ○設ける。（規模及び仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量等は現場説明書による） ●設けない。 ●足場その他 ※別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○Ｆ種 ○Ｇ種 ○外部足場　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○Ｆ種 防護シート　○設置する　○設置しない ○材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編２．２．１　表２．２．２による。） 種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○Ｄ種 ○Ｅ種 ○仮設間仕切　種別　○Ａ種 ○Ｂ種 ○Ｃ種 ○既設部分の養生　○行う ○行わない ● 工事用電力、工事用水 工事用電力　構内既存施設を　○　利用できない ●　利用できる（　有償　　無償） 工事用水　構内既存施設を　○　利用できない ●　利用できる（　有償　　無償）
	○火気の使用	建築物内での火気の使用は原則として行わない。
	●施工調査	事前調査　●要　○不要 調査項目　●既存資料調査 調査範囲　○図示　●工事個所全般 調査方法　○図示　●目視
		監督職員に報告を行う。ただし、走査式埋設調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。
	●アスベスト含有製品及び調査	イ）次の撤去部位は石綿含有製品が使用されており、原則調査不要とする。 ●保温材（石綿入りけいそう土保温材１号）　○たわみ継手 ●保温外装材（アスベストセメント）　●保温外装材（特殊石綿板） ○煙道用パッキン（煙道伸縮部：石綿ロープ） ○煙道用パッキン（壁貫通部：アスベスト） ○ダクトパッキン（石綿テープ）　●配管接合材（石綿ジョイントシート） ロ）次の撤去資機材等についてはアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲（○熱源機器　○　　） 調査方法（○型番確認の上製造者ヒアリング　○　　） ハ）撤去資機材等については定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお調査にかかる費用は、●本工事 ○別途　とする。
	●埋戻し土及び盛土	イ）管周囲の保護　※山砂の類 （ただしコンクリート管の周囲は根切り土の良質土） ロ）埋戻し土及び盛土 ※根切り土の中の良質土　○山砂の類
	●容量等の表示	イ）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ロ）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。
	● 撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
	● 既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
一般共通事項	● 完成時の提出図書	工事完成時に下記の図書を監督職員に提出する。なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。 ● 完成図等　● 改修標準仕様書1.11.2～1.11.3による。　○ ● 写真　● 工事用、完成用ともカラーとし、監督員の指示による。 ● その他書類　● 監督員の指示による。　○ ● ＣＡＤデータの提出　● 監督員の指示による。　○ ● 電子納品対象書類については、「岩手県電子納品ガイドライン」に準ずる。
	● 組立保険等	本工事の受注者は、工事目的物及び工事資材に対して、下記により組立保険等に加入し、その保険証書の写しを監督職員に提出する。 加入金額　　請け負う金額の１００％ 加入時期及び期間　資材搬入前から工事完成後３０日まで 保険契約締結後に請負代金額の増額又は工期延長があった場合は、保険契約を変更すること。
	● 経年検査	本工事完成１年後の経年検査 ○ 有り　● 無し
	●電源周波数	50Ｈｚとする。
	●電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は製造者規格による標準品とするもとする。
	●耐震施工	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 （1）設計用水平地震力 機器の重量［ｋＮ］(水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

機器種別		特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
［名称：受水槽　、記号：WT-1　］［名称：　、記号：　］
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とする。

	●総合試運転調整	各機器の個別運転調整後に次の総合調整を行い、測定報告書を提出する。 ●風量調整　●水量調整　●室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　○騒音測定 ●水質の測定（●飲料水 ○雑用水 ） ※受水槽清掃後、水道法51項目検査、本工事
	●弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
	●建物導入部配管の変異吸収	図示の箇所に施工する。施工方法は「標準図」建築物導入部の変位吸収配管要領(一)、(二)による。（●(a)　●(b)　●(c)）
	●絶縁継手取付箇所	図示による。施工方法は「標準図、施工3」異種管の接合要領による。
	●支持及び固定	標準仕様書記載以外の天井吊形、カセット形、天井隠ぺい形の機器の支持は吊り用ボルトで行い、振れ止めを施したものとする。
	●支持金物・固定金具	イ）ポンプ、屋外機器及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とする。 ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 ハ）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。 ニ）冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。
	●地中埋設標等	（1）地中埋設標（図示の位置）　※要　○不要 （2）埋設表示テープ（排水管を除く）　※要　○不要
	●技能士の適用	●配管施工（配管工事）　●建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ●冷凍空気調和機器施工 （チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備） ●熱絶縁施工（保温工事）
	●配　管	（1）ステンレス鋼管の接合は下記による。 ※呼び径60Su以下（ ※プレス式　※拡管式 ） （2）溶接部の非破壊検査　※不要　○要（　　）
	● はつり	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 また、金属探知により電源供給の停止ができる附属装置を使用する。
	●あと施工アンカー	●金属拡張系アンカー(※本体打込式)：配管類、耐震計算要求の不要な物 ●接着系アンカー(接着剤は有機系とする)：重量機器類 ただし、配管・ダクト・機器等の天井つり下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しない。 イ）性能確認試験　※行わない　○行う ロ）施工後確認試験　※行わない　○行う
	●既設インサート他	既設インサート及びアンカーボルト　※使用しない　●使用する
	●配管の試験	既設配管系統の試験 給　水　※行わない　○行う　排　水　※行わない　○行う 冷温水　※行わない　○行う　冷却水　※行わない　○行う 試験方法（圧力は施工要領書で確認） 給水給湯●水圧　○　排　水　●通水　●勾配　●目視 ガ　ス　●気密　●チャート　冷　媒　●気密　●耐圧
一般共通事項	●他工事との工事区分	工事区分表による。
	●塗　装	●保温を行わない居室・便所・湯沸室及び屋外の露出配管（鋼管）、ダクトには塗装を行う。（ポリエチレン被覆鋼管、カラー塩ビ管、空調ドレン管は除く） ●図示による。
	●電線類	電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１ 表４．１．11による。
	●冷媒（フロン系）回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により適切に行うこと。ただし、家電リサイクル対象機器は除く。 冷媒回収の費用は（ ●本工事　○工事範囲外 ）とする。 家電リサイクル対象機器の冷媒回収方法はポンプダウン方式とする。 リサイクル料金は（ ●本工事　○工事範囲外 ）とする。
	○案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面（　枚）をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する危険物表示版等の材質はアルミニウム製とする。
空気調和設備	○設計温湿度	外気条件 夏季 9時 29.4℃ 73.2%；12時 31.5℃ 64.6%；14時 31.2℃ 64.4%；16時 29.9℃ 70.0%；冬季 -3.3℃ 56.6% 屋内（調整目標） 一般系統 夏季 28 ℃ 45 %；冬季 19 ℃ 40 % （温湿度(DB)・(RH)）
	○ばい煙濃度計	取付箇所は図示による。
	○鋼板製煙道	板厚は煙道径300mm以下は3.2mm、300mmを超えるものは4.5mmとする。煙道を設置する場合、ばいじん測定口（口径100φ、タッピング）を設ける。（煙道径400mmを超えるものには、掃除口に蝶番を取り付けること。）
	●ダクト	既設　※低圧ダクト　○高圧ダクト１ 改設　※低圧ダクト （長方形ダクトは　※コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○アングルフランジ工法） ○高圧１ダクト（適用範囲は図面による）
	○風量測定口	取付箇所は図示による。取付面は監督職員の指示による。
	○ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式 遠隔式（定格入力はＤＣ24Ｖ、0.7Ａ以下とする。） （2）ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式
	●配管材料	イ）冷温水管　既設 ○配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ※配管用炭素鋼鋼管(白) ロ）冷却水管　既設 ○配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ※配管用炭素鋼鋼管(白) ハ）蒸気管　(給気管) 既設 ○配管用炭素鋼鋼管(黒) 改設 ※配管用炭素鋼鋼管(黒) (還管) 既設 ○圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40) 改設 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40) ニ）油管、油用通気管 (一般) 既設 ○配管用炭素鋼鋼管(黒) 改設 ※配管用炭素鋼鋼管(黒) (土中) 既設 ○ポリエチレン被覆鋼管 改設 ※ポリエチレン被覆鋼管 ホ）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラー等への補給水管 既設 ○配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ※配管用炭素鋼鋼管(白) ヘ）空調用補給水管　既設 ○ステンレス鋼管(SUS304) 改設 ※ステンレス鋼管(SUS304) ト）空調用排水管　既設 ●空調用ドレン管 ○硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 改設 ※空調用ドレン管 ○硬質ポリ塩化ビニル管(VP) チ）冷媒管　既設 ●断熱材被覆銅管(難燃性) 改設 ※断熱材被覆銅管(難燃性)
	○弁　類	※５Ｋ 呼び径65Ａ以上の弁はバタフライ弁とする。 ステンレス鋼管に取り付ける弁類はステンレス製とする。
	○鋼管用伸縮管継手	○ベローズ形　○スリーブ形
	○温度計	円形指示計とする。
	○瞬間流量計	止水コック付とする。(※ 固定形　○着脱形) 着脱形の流量指示部（○40Ａ用　個、○100Ａ用　個、○250Ａ　個）を付属する。
	○チャンバー	イ）内貼チャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。 ロ）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系統で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設ける。 なお大きさは図示による。 ハ）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水滞留のないように施工する。
	●保　温	イ）蒸気還り管の保温は不要（屋内露出は除く） ロ）建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．２の温水管の項による。（エア抜き弁以降の配管は除く。） ハ）屋外露出管（弁、フランジを含む）の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．３　Ｅ２・(ハ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。 ニ）還気ダクトの保温 ※不要　●要（保温は標準仕様書第２編３．１．４表２．３．２のスパイラルダクトの項による。） ホ）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　※要　○不要 ヘ）排気ダクトは外壁開放部より１ｍ程度を保温する。（チャンバーボックス含む） ト）冷媒管の保温外装 居室露出部　※保温化粧ケース（樹脂製） 屋　外　●保温化粧ケース（樹脂製） ○保温化粧ケース（○亜鉛めっき鋼板製　○SUS製）
	●塗　装	次の部位に使用するダクトには塗装を行う。 ●制気口ボックス内面（居室・便所の見えかかり部）、屋内運動場還気口 ●図示による

特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

業務番号 25037

工事名称 大船渡中学校統合改修（建築・機械設備）工事

図面内容 機械設備改修工事特記仕様書　1

縮尺 A-1　1:NON / A-3　1:NON

図面区分 機械設備

図面番号 M-01